平成２２年（フ）第１０５７１号
埼玉県川越市大字下赤坂630―10―201
破産者　秋元　　貢
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５９４号
東京都港区西麻布３丁目１番17号３Ｆ
破産者　株式会社アースワークスホールディングス
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５９５号
東京都杉並区方南１丁目51―７―609
破産者　鈴木　正夫
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２０号
埼玉県所沢市北中１―202―７、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田錦町３丁目17番地
破産者　有限会社アドソフトシステム
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８５０号
東京都世田谷区南烏山４丁目25―５―202
破産者　松本　勝寛
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０１号
埼玉県川口市上青木西１丁目７―18―103
破産者　江原　一郎
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０２号
埼玉県所沢市南住吉12―２―106　エスポワール所沢１
破産者　木村　　温
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９０７号
東京都練馬区貫井５丁目１―13―301
破産者　山本　哲矢
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９１５号
東京都世田谷区羽根木２丁目28―19
破産者　佐伯恵美子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９９０号
北海道札幌市北区あいの里１条６丁目３―３―804、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目16―28―605
破産者　阿部　夕佳
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００８号
神奈川県川崎市中原区下小田中４丁目18―34―202
破産者　三宅　和泉
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０４６号
埼玉県越谷市大字下間久里1062―４　大袋ハイツＢ―203
破産者　福島　隆明
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２５４号
埼玉県新座市菅沢２丁目10―14―105
破産者　岩崎　良子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２５８号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５丁目35―９―201
破産者　酒井　里美
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１４号
千葉県松戸市六高台９丁目54―Ｃ―201
破産者　西田　英子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４１７号
東京都八王子市台町３丁目13―16―104、住民票上の住所神奈川県横浜市神奈川区片倉５丁目29―14―209
破産者　小林　真吾
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４２１号
東京都江東区大島６丁目１―２―504
破産者　三上　　元
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４２５号
埼玉県上尾市愛宕３丁目27―10―202
破産者　大橋　　馨
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４２６号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目44―４
破産者　久保田　誠
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４３７号
埼玉県さいたま市桜区田島４丁目16―11
破産者　古川　喜重
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４９２号
千葉県千葉市緑区平川町2322―８
破産者　安田　勝男
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４９３号
千葉県千葉市緑区平川町2322―８
破産者　安田加津子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部